

議案第 3 号

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則について

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則を別紙のとおり定める。

平成 24 年 3 月 28 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第 号。以下「特例条例」という。）に基づき、当該特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち沖縄県教育委員会規則に基づく事務の範囲について定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

第2条 特例条例第2条の沖縄県教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）第3条の規定による届出に係る要件の具備の確認及び扶養手当の認定並びに同規則第7条の規定により沖縄県人事委員会が定める事後の確認に関する事務
- (2) 住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則41号）第7条の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額決定又は改定並びに同規則第10条の規定による事後の確認に関する事務
- (3) 通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則16号）第4条の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第21条の規定による事後の確認に関する事務
- (4) 単身赴任手当に関する規則（平成2年沖縄県人事委員会規則5号）第8条の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定並びに同規則第10条の規定による事後の確認に関する事務

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 総務課

1 制定を必要とする規則の名称

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

2 制定の経緯及び必要性

沖縄県教育委員会の権限に属する県費負担教職員の手当の認定事務を、平成 24 年 8 月 1 日から中頭教育事務所管轄の市町村、島尻教育事務所管轄の市町村（離島は除く。）が処理するため、市町村が処理する事務の範囲を定める必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 市町村が処理する事務の範囲を定めるため、第 1 号に扶養手当事務を、第 2 号に住居手当事務を、第 3 号に通勤手当事務を、第 4 号に単身赴任手当事務を規定する。(第 2 条)
- (2) 平成 24 年 8 月 1 日から施行する。(附則)

4 添付資料

- (1) 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（案）

沖繩県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、沖繩県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖繩県職員の給与に関する条例（昭和47年沖繩県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖繩県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であって別に沖繩県教育委員会規則で定めるもの	沖 糸満市 宜野湾市 豊見城市 うる ま市 南城市 恩納村 嘉手納町 北谷町 中 城村 西原町 与那原 町 南風原町 八重瀬 町

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第2条の表の左欄に掲げる事務に係る沖繩県職員の給与に関する条例及び沖繩県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖繩県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日

(以下「施行日」という。)以後においてはそれぞれ右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。

3 施行日前に条例等の規定により沖繩県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては第2条の表の右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

平成24年2月15日提出

沖繩県知事 仲井 弘 多

理 由

沖繩県教育委員会の権限に属する市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定事務を迅速かつ効率的に行うため、同事務を市町村が処理することとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。